

Vol.64 『今こそ広域調整が必要だ』 —川手晃福島県副知事のパネルディスカッションより— (平成17年5月25日)

福島県は3月～4月に期間を決めて「良好な小売商業機能が確保された誰も暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例（仮称）」の制定に伴う県民の意見を募集しました。

条例制定の背景には福島県は学校、病院等の公共施設の郊外移転・大型店の郊外展開、郊外での大規模住宅開発により都市機能が郊外へと拡散し、中心市街地が空洞化している現状を指摘。21世紀に入り少子・高齢化、財政の硬直化、環境への意識の高まりなどの問題を踏まえ、自然と共生し誰もが安全に安心して暮らせる持続可能な街づくりを進めるべきである、とし大型店の郊外立地を調整する条例制定を目指しております。

先般、日本商工会議所主催のまちづくりフォーラムにおいて、福島県副知事の川手晃氏が次のような発言を行っています。「私は副知事になる前に商工労働部の仕事を3年間務めました。その時本当に虚しさを覚えたのは、小さなまちの商工会議所の若い人たちが中心になってまちづくりをする。しかし郊外に県をまたがるような大型店が出来ると今までの努力、計画もみんな吹き飛んでしまう。その結果、中心市街地の人口も3割も減った。商店街もやる気をなくしてしまう。ところが、しばらくするとその大型店も採算が取れないから撤退してしまう。後には何も残らない。残ったのは、地価の下落、ゴーストタウン化した商店街、顔のない町であります。

残念ながら法律上の需給調整はできないが、まちづくりという概念に基づき自治体が判断・調整していくかなければならないと思う。いろいろ問題はあるが、自治体は関係ないでは済まされない課題だ。

都市計画法・農振法をきちんと使っていれば起きなかった問題だ。開発を認めるところは認め、抑制するところは抑制するべきである。そのためにも隣接する市町村との調整が必要です。調整が行われず、大型店の出店が行われば隣接する市町村の中心市街地活性化事業に多大な無駄な投資をさせることになってしまう」

この川手副知事の説明は「まちづくりフォーラム」に集った聴衆の共感を最も多く集めましたこの条例制定にはすでに富山、新潟、長野、埼玉、兵庫、福岡など県レベルで対策を始めており、自民党も中心市街地再活性化調査会に「まちづくり3法見直しワーキングチーム」を設置、急ピッチで検討を進めており、先日、浜田代議士とお会いしました折「中川経産大臣がこのことには大奮闘しておられますよ」と言われました。私も機会ある毎に四市の商工会、会議所で協議会を作ろうと呼びかけていますが、なかなか腰を上げてくださらないのが実情です。